

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 44 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 44 年 8 月まで

私の母親は私の国民年金の加入手続を昭和 42 年 9 月に行ってくれており、申立期間の保険料を納付してくれているはずである。

特に、昭和 44 年 4 月から同年 8 月までについては、私が所持している国民年金保険料領収書に地区世話役の領収印が有るので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 8 月までについては、申立人が所持する国民年金保険料領収書に領収印があり、申立人の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、この領収書の昭和 44 年度の 4 月から 8 月までの各月、2 月及び 3 月の欄に領収印が押されているのに、申立人が当時居住していた町が保管する国民年金被保険者名簿の同年度の 9 月から 3 月までの各月の欄に国民年金保険料が納付されていることを示す検認印が押されている上、同名簿に記録された検認日は申立人が所持する国民年金手帳に記録された検認日と大きく相違しているなど、国民年金保険料の収納に係る事務処理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、申立期間において自身の国民年金保険料を納付しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立てどおり、昭和 42 年 9 月に払い出されており、申立人の母親がこのころに申立人の国民年金の加入手続を行いながら、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付しなかった理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和20年1月3日に、資格喪失日に係る記録を22年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20年1月から同年5月までについては150円に、20年6月から21年3月までについては170円に、同年4月から同年10月までについては210円に、同年11月及び同年12月については330円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月3日から22年1月1日まで

夫は、A事業所からの要請により、昭和20年1月から28年1月まで同事業所B工場及びC工場に勤務していたが、B工場に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している職員台帳から、申立人が申立期間においてA事業所B工場に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、「職員台帳に記載されている申立人の身分(管理職)等から、申立人は、申立期間について、厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたと考えられる。」と証言している。

さらに、同事業所B工場の職員配置表から申立人が勤務していた部署と同一の部署に勤務していたと推認される同僚は、申立期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、職員台帳の報酬月額から昭和

20年1月から同年5月までについては150円、20年6月から21年3月までについては170円、同年4月から同年10月までについては210円、同年11月及び同年12月については330円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日及びB事業所における資格取得日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年10月1日まで

昭和61年9月に県外の同業者との提携により事業所名が「B事業所」に変更となった。新しい健康保険証は事務手続の遅れから、少し遅れて渡されたように記憶しているが、毎月同じように給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の加入期間に空白が生じていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びB事業所が保管する賃金台帳並びに同事業所の事業主の証言から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務し（昭和61年9月1日にA事業所からB事業所に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

一方、A事業所は、昭和61年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、B事業所は、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、事業主は、「B事業所は、A事業所の業務及び従業員を引き継いでおり、昭和61年8月31日までA事業所があり、同年9月1日に事業所名をB事業所に変更して事業所を設立した。」「申立人は、A事業所から続けて勤務しており、保険料も控除していた。」と証言している。

また、当時の同僚は、「確かに事業所の名前が変わっただけで、申立人はず

っと勤務していたし、保険料は控除されていた。」と証言している。

さらに、法人登記簿謄本により、B事業所の設立が昭和61年9月1日であることが確認できる上、事業主が保管する貸金台帳において確認できる当時の従業員数（19人）から、両事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしているにもかかわらず、適用事業所である旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年1月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月18日から同年3月26日まで

A事業所に昭和31年3月15日から33年11月25日まで勤務した。その後、B事業所に勤務した後、35年1月18日にA事業所に再び就職したので、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年3月26日となっているのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の証言、申立てに係る事業所の事業主が保管している失業保険被保険者資格取得届及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「当時の資料は無いが、当事業所では従業員を雇用した場合、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入手続を行っている。そのため、採用時に厚生年金保険に加入させなかったという例はこれまでなく、申立てのケースについて、なぜ資格取得日が再採用日より遅いのか理由は不明であるが、申立人の給与から厚生年金保険料は控除しているはずである。」と回答している。

さらに、申立期間前後に申立てに係る事業所に勤務していた複数の申立人の同僚の厚生年金保険と雇用保険の加入記録によると、両保険におおむね同時に加入していることが確認でき、申立人についても、雇用保険に加入していた期間については、厚生年金保険に加入しているものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る昭和 35 年 3 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岡山厚生年金 事案 706

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで  
昭和48年4月にA事業所に就職し、今日まで継続して勤務しているのに、厚生年金保険の加入記録が途中1日だけ無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所の人事記録台帳及び同僚の証言から、申立人がA事業所に係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年5月のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月5日から22年6月9日まで

A事業所B工場に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、昭和21年4月5日から22年6月9日までの加入記録があったが、この期間については脱退手当金が支給されたこととなっていた。しかし、脱退手当金を請求した記憶はないので納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和23年6月8日に支給決定されている上、申立人の退職日と近い時期に退職した同僚二人は「退職時に事業所から脱退手当金の説明は無く、事業所が代理請求を行っていないと思う。」と証言しているほか、申立人の資格喪失日時点においては、申立人は脱退手当金の受給要件を満たしていないことから、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合は、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするが、申立期間より前の厚生年金保険の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から17年3月まで

私の弟(申立人)は、平成18年又は19年ごろ障害が発生し、弟の障害者年金を申請するため、私が社会保険事務所(当時)に行ったところ、弟の申立期間の国民年金保険料が未納であると言われた。

平成18年又は19年ごろに、弟が入院していた病院で、弟の元妻に確認したところ、弟の妻は「自宅に集金人が来ており、国民年金保険料を納付したはずである。」と言っていた。

また、平成15年又は16年ごろに、弟の妻が私に、電話で、「自宅に2回ほど保険料の徴収に集金人が来たがどうしたらよいか。」との相談があり、保険料を納付するよう言った記憶もあるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

(注)申立ては、病気である申立人に代わって、申立人の兄が代理で行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の元妻から聴取しても申立ての事実を推認できる証言が得られなかった。

また、申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を集金により納付したとの申立内容にもかかわらず、結婚(平成14年7月)前の期間についても申し立てており、申立期間について不自然な点が見受けられる。

さらに、税務署が保管している平成14年から16年までの確定申告書の社会保険料控除欄に、申立期間の国民年金保険料を納付した記載は無い。

加えて、申立人には申立期間以外にも国民年金保険料が未納となっている期間があるほか、オンライン記録によると、平成16年12月1日付けで保険料の納付督促が行われており、その時点で保険料免除手続が可能であることを意味する記載もあることから、平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料は未納であったものと推認される。

このほか、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

国民年金制度が創設された当時、母親が姉と兄、私の3人の国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を納付していた。私も何度か集金人に保険料を渡したこともあり、そのころ、保険料月額は100円だったと記憶している。

母親が3人の子供について、一緒に保険料を納付してくれていたはずであるので、姉はすべて納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の姉及び兄の国民年金手帳記号番号は昭和36年1月5日に連番で払い出されているが、申立人の手帳記号番号は37年4月30日に払い出されており、申立人の姉及び兄と一緒に国民年金に加入したとする申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人の申立期間直後の昭和39年1月及び同年2月の国民年金保険料は過年度納付により納付されていることが確認でき、現年度保険料を取り扱う集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人の兄も申立期間の国民年金保険料は未納となっているほか、兄は昭和41年3月24日に、その時点でさかのぼって納付することが可能であった39年1月から40年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人が厚生年金保険に加入するまでの39年1月及び同年2月の申立人の納付記録とその兄の納付記録が一致していることを踏まえると、申立人の申立期間直後の国民年金保険料が過年度納付された時点では、

申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと推認できる。

このほか、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年9月から10年4月まで  
ねんきん特別便により申立期間が国民年金に加入していない期間であることを知ったが、平成9年9月に会社を退職した直後に、社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、その場で第1回目の国民年金保険料を納付し、2回目以降の保険料は市役所支所で納付したので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時は、社会保険事務所が現年度の国民年金保険料を収納することはできず、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする社会保険事務所は、申立期間当時、国民年金に加入する目的の来訪者に対しては市町村役場で手続するよう案内していたと説明しており、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、その場で第1回目の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、オンライン記録に、平成11年2月24日付けで申立期間の国民年金の加入勧奨が行われた記録があることから、申立人は、申立期間については国民年金の被保険者ではなかったことがわかる。

さらに、申立人は、社会保険事務所の窓口で第1回目の国民年金保険料を納付したとしているが、それ以降の保険料の納付時期、納付額等についての記憶は明確でない上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 667

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで  
昭和 58 年 4 月 1 日に退職し、A 商を始めるため、同年 4 月、許可申請に必要な住民票等の交付を受けに市役所に行った際、年金を受給していても国民年金に任意加入できることを知ったので、その場で加入手続を行った。保険料は納付書が届いてすぐに一括して銀行で納付し、翌年度からは前納しているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 5 月に払い出され、申立人は 60 年 4 月 20 日に国民年金の被保険者資格（任意）を取得しており、このころ国民年金の加入手続が行われたとみられるが、申立人は申立期間において国民年金の任意加入対象者であり、申立人が国民年金に加入した時点で申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。

また、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の記録は無く、申立人は国民年金の加入手続を行ったのは 1 回のみと供述しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録では、申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料は前納されておらず、61 年 4 月以降の保険料を前納した記録になっているところ、申立人は加入手続を行った年の翌年度以降の国民年金保険料を前納したと主張しており、同人が国民年金に任意加入したのは 58 年 4 月ではなく、61 年 4 月であると推察される。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から同年 10 月までの期間、44 年 4 月から 51 年 3 月までの期間、51 年 7 月から同年 9 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 10 月から平成 6 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から同年 10 月まで  
② 昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月まで  
③ 昭和 51 年 7 月から同年 9 月まで  
④ 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで  
⑤ 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで  
⑥ 昭和 56 年 10 月から平成 6 年 5 月まで

私が父親から家業を引き継ぐまで、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、足の悪い父親が国民年金保険料を納付するために、私が車を運転して区役所まで連れて行ったこともある。

国民年金保険料を納付した期間と納付していない期間が交互に生じている記録になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 42 年 1 月から申立人の父親が死亡した 50 年\*月\*日までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする父親は既に死亡しており、申立人の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が居住していた市では、昭和 47 年に納付書による納付方法が採用されており、それ以前から納付書により納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が当時居住していた区において、昭和 42 年 8 月とその後の厚生年金保険の加入期間を経た 51 年 7 月に 2 回払い出されており、このことは、2 回目に同記号番号が払い

出された時点で、申立人側にそれ以前に国民年金に加入していた認識が無かったものと推察され、最初に払い出された国民年金手帳記号番号による国民年金保険料の納付が行われていなかった可能性がうかがわれる。

- 2 申立期間②のうちの昭和 50 年 9 月 12 日以降の期間、申立期間③、④、⑤及び⑥の期間については、申立人の父親が死亡した後の期間であることから、申立人の主張は認められない。

また、申立人が当該期間について申し立てたのは、申立人の父親の死亡時期に係る記憶が明確でなかったことが一因であり、調査の過程でこれが判明したため、改めて申立人に納付状況を確認したところ、申立人は、この期間についても国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないと供述しており、当該申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号が昭和 51 年 7 月に夫婦連番で払い出されている申立人の元妻から聴取しても、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人の元妻の婚姻期間中の納付記録は申立人と同じであり、申立人の父親が死亡した後の申立期間についても、保険料の納付があったとは認め難い。

- 3 6 回にわたる申立期間を通じて、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 669

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から48年12月まで  
昭和46年12月に妻(当時)の実家がある町に転居し、妻の実家の家業に就いており、実家の経理関係は妻が行っていたこともあって、国民年金保険料の納付を任せていた。転居後すぐに国民年金に加入していたと思うので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の元妻は当時の記憶がなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」には、昭和49年1月28日と記入されており、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者でなかったことが推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月27日に夫婦連番で払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部(昭和46年12月から47年9月まで)は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の元妻も申立期間は国民年金の被保険者となっていないなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 670

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで  
昭和 59 年 12 月に会社を退職し、60 年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続のために社会保険事務所（当時）に行った際、国民年金保険料を 11 万円程度納付すれば将来受け取る年金額が増えるという説明を受け、同年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶があるので、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、その夫が老齢年金の受給資格を有しているため、国民年金の任意加入の対象者であり、国民年金の加入手続を行ったとする昭和 60 年 4 月の時点で、それ以前の 60 年 1 月から同年 3 月までの期間にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできず、保険料を納付することもできない。

また、仮に、申立人の主張どおり、昭和 60 年 4 月に国民年金に加入したとしても、同年同月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の額は、申立人が納付したと主張する金額と大きく相違する。

さらに、申立期間直前まで申立人が勤務していた事業所は「厚生年金保険の資格喪失手続は会社が行っており、本人に行わせることはない。」と回答しており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続のために社会保険事務所に出向いたことが国民年金に加入するきっかけであったとする申立人の供述には不自然さが見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、  
還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで  
厚生年金保険の被保険者期間と重複納付された申立期間の国民年金保険  
料が昭和 45 年 10 月 27 日に還付されていると社会保険事務所（当時）か  
ら説明を受けたが、私は国民年金保険料の還付を受けた記憶はなく、納得  
できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されたことは申立人が所持している国民  
年金手帳の検認印により確認できるものの、申立期間は厚生年金保険の被保  
険者期間であり、この期間を国民年金保険料の納付済期間とすることはでき  
ず、重複納付が判明した昭和 44 年ごろの時点でこの保険料をほかに充当でき  
る期間も無かったことから還付処理が行われたものであり、その処理自体に  
誤りは無い。

また、特殊台帳には、還付対象期間、還付金額、還付処理日などが記録さ  
れているとともに、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿に  
も還付の記録があり、この記載内容に不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格の得喪手続及び保険料納付は申  
立人の両親が行っていたとして申立人は関与しておらず、申立人の弟も厚生  
年金保険の被保険者期間と重複している昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの  
国民年金保険料が還付されているが、申立人の弟は国民年金保険料の納付に  
ついては両親が行い、その還付について承知していないと述べていることを  
踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料の還付手続に関与していな  
かったとしても必ずしも不自然とまでは言えない上、ほかに申立期間の保険  
料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認  
めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年から 28 年までのうち 1 年から 1 年 6 か月  
職業安定所の紹介で A 事業所に就職し、昭和 26 年から 28 年までのうち  
1 年半ぐらい B の仕事に就いていた。この事業所は従業員が 80 人程度の大きな事業所だったので、厚生年金保険には加入していたはずであり、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 事業所に勤務していた申立人の同僚の証言及び当該同僚の厚生年金保険の加入記録から、勤務していた期間の特定はできないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、「昭和 53 年以前の厚生年金保険関係の書類は廃棄しているため、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料控除の事実は不明である。」と回答している上、申立人が同僚であったとする者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない。

また、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 705

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月25日から23年9月10日まで  
② 昭和24年10月12日から25年12月30日まで

A事業所には、昭和21年10月25日から25年12月30日まで勤務したはずなのに、厚生年金保険の加入期間は23年9月10日から24年10月12日までと記録されており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所は、昭和22年3月30日に初めて厚生年金保険の適用事業所となり、25年9月1日に全喪しており、申立期間①のうちの21年10月25日から22年3月29日までの期間及び申立期間②のうちの25年9月1日から同年12月30日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の同僚の一人は「就職後しばらくは厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、別の同僚（二人）は「私のA事業所における厚生年金保険の加入記録は、実際の勤務期間より短い。」と証言していることから、A事業所の事業主は必ずしも従業員全員をその者が勤務した期間のすべてにおいて厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 9 月 5 日まで  
② 昭和 29 年 9 月 5 日から 30 年 5 月 20 日まで  
③ 昭和 30 年 5 月 20 日から 36 年 10 月 11 日まで

昭和 29 年 5 月から 36 年 10 月まで継続して A 事業所 B 工場に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間②の 8 か月間が厚生年金保険の未加入期間となっている上、申立期間①及び③は脱退手当金の支給を受けた記録となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金の請求があったことが推認できる「回答済 S36. 11. 7」のゴム印表示があるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 36 年 10 月 11 日）から約 3 か月後の昭和 37 年 1 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が昭和 44 年 3 月に申立てに係る事業所に再就職した際、新たな厚生年金保険の記号番号が付番されていることから、申立期間①及び③については、脱退手当金が支給されていると考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立てに係る事業所に在籍していたことが確認できる同僚（複数）は、申立人が申立期間②において勤務していたか否かは覚えていないとしている上、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶はなく、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立てに係る事業所は、「当時の社会保険事務の担当者は既に死亡しており、当時の資料も無いため、厚生年金保険の加入状況等については何も分からない。」と回答している。

さらに、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間②に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 20 日から 40 年 3 月 1 日まで  
昭和 56 年か 57 年ごろ、社会保険事務所（当時）で年金手帳の再交付手続を行った際、申立期間について脱退手当金が支給済みになっていると知った。  
私が A 事業所を退職する際に、社会保険事務の担当者から、終身この厚生年金保険被保険者記号番号が有効であると説明を受けており、脱退手当金を請求したことも支給されたことも記憶にないので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立てに係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 4 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、同被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 40 年 3 月 1 日の前後の約 3 年間に於いて同資格を喪失した 20 人（女性）のうち、11 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうちの 10 人は被保険者資格の喪失日からおおむね 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、申立てに係る事業所の当時の社会保険事務の担当者が、「当時は事業所に脱退手当金請求書を備え付けており、本人の意思を確認し、事業所が代理請求していた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 710

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月2日から30年2月1日まで  
昭和20年6月2日にA事業所に就職し、30年1月31日まで「B」として勤務した。この期間、厚生年金保険に加入していたと思うので加入記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについて、Cは、「申立人は、昭和20年7月20日から21年1月17日までA事業所にBとして在籍しているが、同事業所は厚生年金保険の適用はなく、また、申立人の在職中の身分は『B』であり、申立人は厚生年金保険に加入していない。」と回答しているところ、健康保険厚生年金保険事業所記号番号払出簿に、「A事業所」のほか、その後継機関である「D」及び「E」の名称による厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 711

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 6 日から同年 12 月 31 日まで  
昭和 35 年 1 月に A 事業所 B 営業所へ知人と一緒に就職し、1 年間、C の仕事をした。当時、健康保険証を使用した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A 事業所 B 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所 B 営業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の同僚（複数）の記録から、A 事業所 B 営業所は A 事業所 D 支店として厚生年金保険の適用事業所となっていたことが推認できるが、同支店が厚生年金保険の被保険者を記録管理していた厚生年金台帳に、申立人の記録は無い。

さらに、申立人と A 事業所 B 営業所に一緒に就職したとする同僚は、申立人が同事業所を退職した後の昭和 36 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、「私は正職員ではなく、臨時雇用であったと思う。」と供述している上、その同僚も、「当時の雇用形態には正規雇用（正職員）と臨時雇用があり、正職員には容易にはなれなかった。私は勤め始めた当初は臨時雇用であり、後に正職員になった。」旨証言しており、同僚が臨時雇用であったとする期間に係る同人の厚生年金保険の加入記録は無いことから、A 事業所（D 支店）の事業主は、従業員全員までは採用と同時に厚生年金保険に加入させていないことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除さ

れていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。